

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月27日

香川県公安委員会委員長 横井久子

### 香川県公安委員会規則第6号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 犯罪の捜査、警ら、交通の取締り、<u>警備その他警察活動</u>のために使用中の車両</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 犯罪の捜査、警ら、交通の取締り、<u>警備その他警察活動</u>のために使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2～11 略</p>	<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。）の対象から除く車両</p> <p>ア 略</p> <p>イ 犯罪の捜査、警ら、交通の取締り <u>又は警備</u>のために使用中の車両</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(4) 駐車禁止並びに時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間（以下「駐車禁止等」という。）の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 犯罪の捜査、警ら、交通の取締り <u>又は警備</u>のために使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>2～11 略</p>

(技能検査の申請の手続)

第36条の2 施行規則第18条の2の3第2項の規定による技能検査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

(免許試験の場所)

第52条 略

2・3 略

4 矯正施設に収容されている法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者及び同項第5号に規定する特定取消処分者に対する適性試験並びに農耕作業用自動車に係る大型特殊免許及び牽引免許の適性試験及び技能試験は、必要に応じ出張して行うことができる。

(免許証の特例更新の申請の手続)

第71条 前条の規定は、施行規則第29条の2第2項の規定による特例更新申請書の提出について準用する。

(認知機能検査)

第71条の3 略

(医師の届出等の手続)

第71条の4 法第101条の6第1項の規定による医師の診察の結果に係る届出は、別記様式第45号の2の診察結果届出書により、運転免許センター又は警察署に行うものとする。

2 法第101条の6第2項の規定による医師からの確認は、別記様式第45号の3の確認要求書により、運転免許センター又は警察署に行うものとする。

3 法第101条の6第2項の規定による医師からの確認に対する回答は、別記様式第45号の4の回答書により行うものとする。

4 法第101条の6第4項の規定による他の都道府県公安委員会への通知は、別記様式第45号の5の届出移送通知書により行うものとする。

(臨時適性検査の医師の認定の公示)

第71条の5 略

(技能検査の申請の手続)

第36条の2 施行規則第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。

(免許試験の場所)

第52条 略

2・3 略

4 矯正施設に収容されている法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者に対する適性試験並びに農耕作業用自動車に係る大型特殊免許及び牽引免許の適性試験及び技能試験は、必要に応じ出張して行うことができる。

(免許証の特例更新の申請の手続)

第71条 前条の規定は、施行規則第29条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請書の提出について準用する。

(認知機能検査)

第71条の3 略

(臨時適性検査の医師の認定の公示)

第71条の4 略

(国際運転免許証等に係る医師の認定の公示)

第80条の2 第39条の2の規定は、施行規則第37条の2の2において準用する施行規則第29条の3第2項の医師について準用する。

(国際運転免許証等に係る医師の認定の公示)

第80条の2 第39条の2の規定は、施行規則第37条の2において準用する施行規則第29条の3第2項の医師について準用する。

別記様式第45号 (第64条関係)  
略

別記様式第45号の2 (第71条の4関係)

診 察 結 果 届 出 書		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
届出医師		
住 所		
医療機関名		
氏 名 <span style="float: right;">⑩</span>		
電 話		
道路交通法第101条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
診 察 を 受 け た 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	男 ・ 女
	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
病 名		
症 状		
参 考 事 項		

- 備考 1 届出医師は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第45号 (第64条関係)  
略

別記様式第45号の3 (第71条の4関係)

確 認 要 求 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

㊟

電 話

道路交通法第101条の6第2項の規定により、次のとおり確認を求めます。

診察を受けた者	住 所		
	フリガナ		男・女
	氏 名		
	生年月日 (年齢)	年 月 日	( 歳)

(回答書送付先)

医療機関名	
所在地	〒 -
電話番号	

- 備考 1 要求医師は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第45号の4（第71条の4関係）

回 答 書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第2項の規定により、次のとおり回答します。

診 察 を 受 け た 者	住 所			
	氏 名		性 別	男・女
	生年月日 (年齢)	年 月 日	( 歳)	
運転免許の有無	上記の者は、 年 月 日 現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者です。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではありません。 ただし、仮運転免許を受けた者であるかは、不明です。			

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示）が適用されます。

- 備考 1 □については、該当するものに「レ」を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第45号の5 (第71条の4関係)

届出移送通知書

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第4項の規定により、次のとおり通知します。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

- 備考 1 診察結果届出書の写しを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第46号 (第72条関係)

略

別記様式第46号 (第72条関係)

略

別記様式第48号 (第89条関係)

第	号
取消処分者講習終了証明書	
	写 真
	押出し スタンプ
住 所	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
香川県公安委員会 印	

備考 1 指定講習機関が講習を実施する場合は、「香川県公安委員会」は、「指定講習機関名及び管理者」とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第48号 (第89条関係)

第	号
取消処分者講習終了証明書	
	写 真
	押出し スタンプ
本 籍	
住 所	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
香川県公安委員会 印	

備考 1 指定講習機関が講習を実施する場合は、「香川県公安委員会」は、「指定講習機関名及び管理者」とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。